

「敵基地攻撃能力」検討

立憲主義破壊の第2幕

かのう、政府は「説明弾幕」を打ちたがひしとは、法理的にも

は自衛の範囲に含まれてゐるが、平生から他国を攻撃するのみならず、攻撃的な脅威を与える上級な兵器を持っていては、それは憲法の趣旨とするところではない」(59年3月19日・衆院内閣委・伊能繁次郎防衛庁長官)と答弁。これが「敵基地攻撃」に関する政府統一見解となりました。

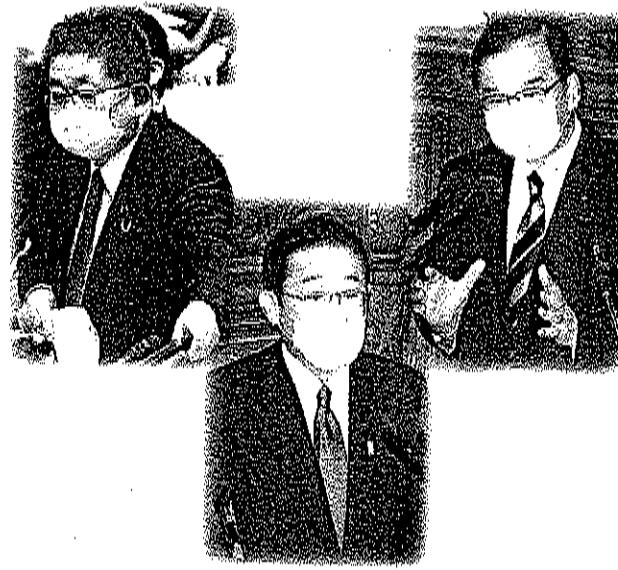
「わゆる敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討する」。歴代政権が「憲法違反」と判断してきた敵基地攻撃能力の保有をめぐり、岸田文雄首相は(57年)臨時国会の所信表明演説で、「検討」を表明しました。この日の衆院本会議での日本共産党志位和夫議員の質問質答、17日の参院予算委での小池晃議員による衆院的質問権の行使答認に続々、「立憲主義破壊」第2幕です。

「敵基地攻撃」に関する政見解が確立したのは一ヵ月前。54年7月に自衛隊が発足して

「戦力不保持」を明記している。このため政府は、自衛隊は軍隊ではなく「自衛のための必要最小限度」の実力組織であるじ定義。海外での武力行使=海外派兵は「必要最小限度」を超えるものであり、國会でも同年6月、参院本会議で「海外出動を急ぐやむに決議が可決されました。これに対し、衆院共产党議員が「説明弾」による攻撃が行われ、その基地をたたくみに外に防衛の手段がない場合、どうするのかと繰り返し追及します。

当時の鷹三一郎首相は(防衛のため)他の手段がないと認められる限り、説明弾等の基地をたたきつけたが、法理的立場の範囲に含まれ、可能である」と答弁(56年2月29日・衆院内閣第一船田中防衛庁長官代読)。同時に「既に防衛の手段があくまでもかかわらず、安寧なその基地を攻撃するのみで、自衛の範囲には入りない」と述べており、実際の敵基地攻撃には憲法的許を示しておらず。

(56年1月19日)



12/19
五九